

文 書 質 問 回 答 書 （２月）

質問者： 鈴木 千逸 議員

回答日：令和４年２月１８日

1. ふるさと納税について	ご質問にありますとおり、ふるさと納税制度による寄附金は、本町が取り組む各施策への貴重な財源となっており、併せて、関係人口の創出などにも大きな役割を果たしております。 また、事業者の皆さんのご協力をいただき実施しております返礼品の贈呈を通じて、本町のPRはもとより、事業者それぞれの製品のPRにも繋がっているなど、まさに、官民一体となった重要な取組となっております。 ご質問①の事業者の募集方法につきましては、さらなる寄附促進と特産品PRのためにも、より多くの事業者に参加いただきたいと考えており、町ホームページでの周知や事業者間の情報提供などにより、随時募集しているところであります。 なお、参入事業者数は、返礼品の贈呈を開始した平成２４年度は８者でありましたが、令和３年度においては、現在まで１４者に新規参入いただき、全体では５４者となっております。 ご質問②の市場調査や事業者に対する助言の内容につきましては、本業務を担っていただいている「合同会社オフィスくりおこ」と連携・情報共有をしながら、他自治体の取組状況など、情報収集及び調査・研究をしつつ、各事業者における返礼品の選択や寄附額の設定など、都度対応しているところであります。 ご質問③のふるさと納税のサイトごとの基準や制限等につきましては、基本的に、返礼品の基準や制限などはありませんが、サイトによっては、事業者と運営者との直接契約により運用しているケースもあり、その場合、他のサイトとの返礼品の種類や贈呈数に違いが出る場合があります。また、各事業者における各サイト上での返礼品の在庫状況に応じて、贈呈数については、随時、調整を行っているところであります。
---------------	---

ご質問④の事務業務の内容につきましては、募集事務に係る内容となっており、主なものとして、ふるさと納税申込フォーム（ポータルサイト）使用料、PR用パンフレットなどの作成、返礼品贈呈手配に係る寄附者及び事業者との調整業務などとなっております。

ご質問⑤の今後の改善点につきましては、ご承知のとおり、令和元年より総務大臣の指定制度となり、寄附額に対する経費割合など具体的な適合基準も示されましたが、依然として返礼品をめぐっての自治体間競争は激しさを増しております。

本町ではこれまでの間、定期便など寄附者のニーズに応じたメニューの設定、また、ポータルサイトの拡充や発送業務に係るプロポーザル方式の導入など、経費抑制はもとより、寄附獲得に向けた対策も講じながら事業展開してきたところであります。

今後におきましても、返礼品を通じたまちのPRや関係人口の創出、さらには、自主財源確保の観点からも必要不可欠な取組であり、引き続き、新規参入の促進や多種多様な返礼品の設定など、関係事業者とも連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。